

《論 説》

仲裁合意の効力の人的範囲について

中 村 達 也

1. はじめに

仲裁合意は契約の1つであり、その効力は、仲裁合意をした当事者に及ぶことになるが、仲裁合意の効力がその当事者以外の者に及ぶことがあるか。この問題について、まず、仲裁合意の対象となる権利義務を仲裁合意の当事者から承継する者に仲裁合意の効力が及ぶか、すなわち、仲裁合意上の地位が承継人に移転するかどうかが問題となるが、この問題については、別稿で取り上げ、若干の検討を行った⁽¹⁾。

本稿は、仲裁合意上の地位の承継とは別に、仲裁合意の当事者以外の者、たとえば、仲裁合意の当事者が法人の場合、法人の役員等にも仲裁合意の効力が及ぶことがあるか、また、役員等にも及ぶ場合、どのようなときに、どのような根拠によるのか、この問題を取り上げ、若干の検討を試みるものである。仲裁は、言うまでもなく、当事者の合意に基づく紛争解決手続であり、仲裁により紛争を解決し得る根拠は当事者の合意に求めることになるが、かかる合意以外の根拠により仲裁合意の効力が仲裁合意を締結した当事者以外の者に及ぶことがあるか。この問題について、わが国では余り議論がされていないが⁽²⁾、実務上重要な問題の1つであり、諸外国、とりわけ米国では判例法が形成されており⁽³⁾、議論の展開が見られる。本稿では、諸外国の判例が根拠とする法理論が日本法上も妥当するかどうか、この問題に焦点を当て、日本法上、この問題をどのように考えるべきか、これを考察することとする。

2. わが国の判例・学説

この問題を扱った判例として、名古屋地判平7・10・27海法150号33頁は、日本法人と英国法人との間で締結された仲裁条項を含む代理店契約に関し日本法人が英国法人による代金未払いに対し、英国法人の取締役社長と取締役が契約製品を詐取する目的で契約を締結したものであるとして、英国法人、取締役社長および取締役を被告として損害賠償請求訴訟を提起した事件において、仲裁合意の準拠法については何ら言及することなく、「被告ホルウッド及び被告コルベットは、本件代理店契約の当事者でないので、本来ならば本件仲裁契約の適用を直接受けることはないはずである。しかしながら、本件における原告の請求は、形式上被告らに対する不法行為に基づく損害賠償請求であり、請求の趣旨及び請求原因に照らすと、その請求の当否は、被告ら3名について統一的に判断することが望ましく、本件訴訟を分離して別個の紛争解決機関において審理判断することは相当であるとは言いがたい。そして、本件訴訟の本質が被告スカーマンに対する売買代金請求訴訟であることに鑑みると、右被告兩名についても、本件紛争の解決手段については、被告スカーマンを基準にして、その紛争解決と同一手段によることが相当であると認められる。よって、当裁判所としては、条理に従い、右被告兩名についても本件仲裁契約の適用を受けるべきものと解する」と判示している。これ以外で判例集に登載された判例としては、仲裁合意の準拠法である米国法上、法人が締結した仲裁合意の効力が当該法人の代表者にも及ぶ旨を判断したリングリング・サーカス事件判決⁽⁴⁾ および仲裁合意の準拠法であるアリゾナ州法上、契約中の仲裁条項の効力が非契約当事者にも及ぶと判断したもの⁽⁵⁾があるが、日本法に基づき見解を示したものは見当たらない。

他方、学説は、リングリング・サーカス事件における米国法の解釈が日本法の解釈としても妥当するとし、その理由について、「契約当事者たる

組織の中核にあって、その資格に基づいて契約の交渉・締結および履行にあたる代表者等は、原則として、その行為の個人性が希薄であり、組織に覆いつくされる結果、その実質において契約当事者たる組織と一体化し、これに準じるものとみることができる。すなわち、仲裁合意に包摂される代表者等は、契約当事者たる組織の中核的存在であり、その組織上の資格に基づいて契約を締結し、履行しているのであるから、その行為はまさしく組織体の行為であって、組織性を伴わない個人的行為と観念しなければならぬものではないのである。実際上も、組織が契約を締結し、履行するときは、さまざまな法主体がこれに関与するのであり、契約構成でなく、組織の代表者等の行為をもって不法行為構成に変換することで、これらの法主体がまたはこれらの法主体に対して訴えを別に提起することを許すならば、仲裁合意の趣旨が、実質上、容易に踏みにじられることにもなりかねない。契約構成であれ不法行為構成であれ、紛争が実質的に一体のものともみられるのに、法主体いかんによって仲裁と訴訟とに紛争解決手段が分かれるのでは、仲裁合意によって達成しようとした紛争解決がかえって困難になることがあり、これは、仲裁合意を締結した当事者の合理的意思にそぐわないことになろう。したがって、仲裁合意の効力の及ぶ主観的範囲は、その本質的要請からして、合理的な範囲で、契約の法主体である組織以外の一定の第三者、すなわち、当該組織の中核メンバーが組織を当事者とする契約の締結ないし履行として行為したときには、その第三者を含めて、画定されなければならないと解すべきである」と述べている⁽⁶⁾。また、リングリング・サーカス事件に関し「法人に対する契約上の損害賠償請求についての仲裁を潜脱するために、代表者を相手として不法行為に仮託して裁判所に提訴することは許されない。したがって、代表者の行為が法人の契約締結または履行の一部としてなされたようなケースについては、日本法の解釈としても、仲裁契約の効力の代表者への拡張を認めるべきであろう」との見解もある⁽⁷⁾。

また、この問題に関し、工事請負契約に関し設計管理者が発注者と請負

人との間の仲裁合意に拘束されるかという問題がある。管理者も、請負契約上の当事者であるとして、発注者、請負人、管理者間の三面契約であるという見解があるが、監理者は、請負契約上の当事者ではなく、監理業務の専門性に鑑み、発注者の代理人として協力する地位を確認するために記名押印しているにすぎないというのが多数説であるとされる⁽⁸⁾。判例は、建設工事紛争審査会の仲裁に付する旨の仲裁条項を定めている民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款を用いた注文者と請負人の請負契約および注文者と管理技師の監理委任契約に関し、東京地判昭48・10・29判時736号65頁が、各契約に仲裁合意が成立している旨の判断を示したのに対し、大阪高判昭51・3・10判時829号60頁は、注文者と管理技師との間の紛争は、注文者と請負人との間の紛争と関連性はあるが、仲裁合意は、専ら注文者と請負人との間に生じた紛争に適用されるものであるとし、管理技師は、注文者と請負人との建設工事請負契約書中に「管理技師としての責任を負うため」と明記し署名押印していたが、同契約書に添付された工事請負契約約款中の仲裁条項の適用を受けないと判示し、これは、契約の解釈として、異なる見解を示したものであると解される。

以上、わが国の学説、判例を概観したが、次に、この問題に関する諸外国の判例を見ることとする。

3. 代理の法理

法人が第三者と締結した仲裁条項を含む契約に関連して第三者と法人の契約上の義務を履行する法人の役職員等との間で紛争が生じた場合、かかる紛争は法人が第三者と締結した仲裁合意により、仲裁により解決することになるか。この場合、仲裁合意は法人と第三者の間で締結されており、法人の役職員等は、第三者と別途仲裁合意を締結していない限り、仲裁により紛争を解決することはできないと考えられるが、米国では、判例法上、代理の法理（theory of agency）により、法人が第三者と締結した仲

裁合意を法人の役職員等が援用することができるとし、その場合、第三者と役職員等との紛争は仲裁により解決されることになるとするものがある⁽⁹⁾。

まず、法人が第三者と契約と併せて仲裁合意を締結する権限を代理人に与えた場合、契約および仲裁合意の効果は法人である本人に帰属し、代理人にはその効力は及ばないと考えられ（民法 99 条）、米国においても、この原則は認められているが⁽¹⁰⁾、米国では更に、代理の法理により、法人が第三者と締結した契約に関連して法人の役職員等と第三者との間で紛争が生じた場合、法人の役職者等は、法人と第三者との間の仲裁合意を援用することができるとする判例がある。

たとえば、連邦第 3 巡回区控訴裁判所は、証券会社の従業員が顧客との間の被用者退職所得保障法（Employee Retirement Income Security Act）に基づく信託義務違反をめぐる紛争に関し、伝統的代理理論（traditional agency theory）により、本人が仲裁合意に拘束される場合、その代理人、従業員、代表者もまた仲裁合意の適用を受けるとした上で、法人は従業員を介して契約上の義務を履行するのであるから、法人が締結した仲裁合意の効力が従業員に及ばないとしたならば、仲裁合意の価値はほとんどないものになってしまうという旨を判示し、証券会社の締結した契約の相手方による従業員に対する訴えについて従業員は仲裁合意を援用することができるとの判断を示した⁽¹¹⁾。裁判所は、代理の法理を根拠として法人の従業員が法人が締結した仲裁合意を援用し得るとしたが、その根拠は必ずしも明らかにされていないように思われる⁽¹²⁾。

また、連邦第 9 巡回区控訴裁判所は、他の巡回区は一貫して、契約・代理の原則により仲裁合意を締結していない者もその合意に拘束され得るとの判断を示しており、顧客が主張する従業員の不法行為は、顧客の有価証券勘定の取扱いに関係し、また、法人は仲裁条項を含む契約を通して従業員を保護する意思を明確に示しているので、法人が顧客と締結した証券取引仲介契約中の仲裁条項を法人の従業員が援用し得るとした⁽¹³⁾。この判

旨によれば、法人が締結した仲裁合意を従業員が援用し得る根拠は、顧客の従業員に対する請求と法人の契約との関連性、および、従業員を保護する法人の意思にあるとされるが、これにより何故従業員が法人の締結した仲裁合意を援用し得るのか、この点は必ずしも明らかでないように思われる。

これに対し連邦第6巡回区控訴裁判所は、証券会社である法人の事業の運営に関し役職員が不法行為を行ったと主張して顧客が役職員に対し訴えを提起したのに対し、顧客が主張する役職員の不法行為は法人の役職員としての行為に関するものであり、また、法人と顧客とが締結した仲裁合意の文言は、当事者の基本的意思として、株式購入契約から生じるすべての紛争を解決する唯一の仲裁法廷 (arbitral forum) を定めたものであることを示しており、したがって、本人が締結した仲裁合意の利益を代理人が享受するという確立した原則に従うことになり、法人の締結した仲裁合意を役職員が援用し得るとして、仲裁による解決を強制した⁽¹⁴⁾。この判旨によれば、仲裁合意を締結した当事者の意思を根拠に法人が締結した仲裁合意を役職員が援用し得ると判断していると解され、この点は、上記の第3巡回区、第9巡回区の立場と異なるように思われる。

また、この判例の立場と同様に、連邦第1巡回区控訴裁判所は、株式売買契約の売主が買主会社の役員を相手に、買主会社との雇用契約が不当に解除されたなどを理由に提訴したのに対し、株主売買契約中の仲裁条項が「契約に基づく (arising under)」紛争に仲裁合意の対象を限定しており、売主の請求は、仲裁合意の対象から外れ、また、役員が法人の立場 (in his corporate capacity) でなく個人の立場 (in his personal capacity) で行った行為に関するものであり、株主売買契約の当事者が役員に対する請求を仲裁合意の対象とする旨を定めていない限り、役員は株式売買契約中の仲裁条項を援用することはできないとした⁽¹⁵⁾。

このように米国の判例は、単に代理の法理それ自体を根拠に法人の役職員も法人が締結した仲裁合意を援用し得るという立場と法人が締結した契

約中の仲裁合意が法人の役職員との紛争についても仲裁合意で解決することを意図している場合には、役職員が仲裁合意を援用して、法人が契約を締結した相手方当事者との紛争を仲裁により解決することができるとする立場とに大別することができるように思われる⁽¹⁶⁾。

また、米国以外においても、フランス、ドイツ、カナダにおいて、会社が締結した仲裁合意を役職員が援用することができるとする判例があるとされ⁽¹⁷⁾、たとえば、ドイツでは、日刊新聞の出版社が競合する週刊新聞の出版社およびその代表取締役2人を相手に、両者が所属する会員の出版物の市場分析を目的とする団体の情報を不正に使用したと主張して提訴し、被告らが、団体の設立趣意書に定められた仲裁条項を援用して訴えの却下を求め、会社の代表取締役が仲裁合意を援用し得るか否かが問題となった事件において、ミュンヘン控訴裁判所は、仲裁合意の効力は会社の機関である代表取締役にも及ぶとして代表取締役に対する訴えも却下している⁽¹⁸⁾。この判例については、団体の設立趣意書に定められている仲裁合意の効力が団体の会員でない者に及ぶことはないとして批判する見解がある⁽¹⁹⁾。

4. 第三受益者の法理

契約法の一般法理として、契約の当事者が第三者に対し契約上の利益を付与することを約した場合、第三者、つまり第三受益者（third party beneficiary）は、その履行を強制する権利を有することが一般に認められており⁽²⁰⁾、日本法上も、第三者のためにする契約として、「契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する」（民法537条1項）と定めている。第三者に利益を与える合意は、契約によって当事者以外の者に利益も不利益も与えることはできないという原則の例外として認められるものであり⁽²¹⁾、受益者の利益は、当事者の意思によっ

て付与されるものであるが、受益者の意思を必要とする（民法 537 条 2 項）。

この法理により、仲裁合意を締結していない者であっても、仲裁合意を援用することができるか。

この問題に関する判例として、米国連邦第 2 巡回区控訴裁判所は、ニューヨーク証券取引所の顧客である保険会社が同取引所の会員との紛争についてニューヨーク証券取引所が定めた仲裁合意を援用し得るか否かが争点となった事件において、同取引所の仲裁合意は、会員と非会員との紛争も仲裁合意の対象としており、連邦仲裁法は、仲裁合意の当事者のみならず、同取引所の会員となる際、同取引所の仲裁合意に従う旨の同意をしている会員間の契約の第三受益者のために仲裁合意を強制することを要求しており、保険会社は、仲裁合意の第三受益者として仲裁による解決を要求する権利を有している旨を判示している⁽²²⁾。したがって、ニューヨーク証券取引所の会員は同取引所との契約中の仲裁合意において非会員に会員との紛争を仲裁により解決する権利を付与しており、非会員が第三受益者として仲裁合意を援用する場合、会員は非会員との紛争を仲裁に付託しなければならないことになる。これとは反対に、仲裁合意の当事者が第三受益者に対し仲裁合意を援用することはできないと解されるが、第 8 巡回区控訴裁判所は、この点を明らかに述べている⁽²³⁾。

また、フランチャイズ契約に関し、サブ・フランチャイジーらがフランチャイザーらに対し集団訴訟を提起したのに対し、フランチャイザーらがサブ・フランチャイジー契約の第三受益者であるとして、サブ・フランチャイジー契約中の仲裁条項を援用することができるかと主張するとともに、サブ・フランチャイジーがフランチャイズ契約の第三受益者に当たるとして、フランチャイズ契約上の権利を行使する限り、フランチャイズ契約中の仲裁合意に従う義務があるなどと主張し、訴訟手続の停止を求めた事件において、米国ジョージア州中部地区連邦地方裁判所は、契約当事者が第三受益者に権利を付与するには、その意思を明確に示す必要があると

した上で、サブ・フランチャイズ契約においてフランチャイザーに諸権利が付与される旨が定められており、フランチャイザーらはサブ・フランチャイズ契約の第三受益者に当たると認めたとしたが、第三受益者の地位それ自体が仲裁合意を強制する権利を創設するものではなく、サブ・フランチャイズ契約のうち、サブ・フランチャイザーらとサブ・フランチャイジーらとの間の紛争に限定する仲裁条項については、第三受益者には仲裁合意を適用しないとするサブ・フランチャイズ契約の当事者の意思が明確、明瞭であるとして、フランチャイザーらはサブ・フランチャイズ契約中の仲裁合意を援用することはできないとしたが、単にサブ・フランチャイズ契約の当事者間の紛争を仲裁により解決すると定める仲裁条項については、フランチャイザーらに仲裁合意を強制する権利を付与しないとする明確、明瞭な意思は示されていないとして、フランチャイザーらはサブ・フランチャイズ契約中の仲裁合意を援用し得るとした⁽²⁴⁾。

また、サブ・フランチャイジーらのフランチャイザーらに対する請求のうち、フランチャイザーによるフランチャイズ契約違反を主張するものについては、サブ・フランチャイジーらはフランチャイズ契約の第三受益者に当たるとし、サブ・フランチャイジーらがフランチャイザーらに対しフランチャイズ契約上の権利を行使する限り、フランチャイズ契約のすべての条件に従わなければならないが、仲裁合意に従わずにフランチャイズ契約で付与された利益だけを享受することはできないとし、フランチャイズ契約中の仲裁合意に従う義務があるとした⁽²⁵⁾。

本件の場合、サブ・フランチャイズ契約がフランチャイザーらに付与する仲裁合意を援用する権利は、サブ・フランチャイズ契約がフランチャイザーらに与えた権利に関する紛争に限られるのが、通常、契約当事者の意思であると解され、そのように解する場合、フランチャイザーらがサブ・フランチャイジーに対し仲裁合意を援用し得るのは、かかる権利に関するものでなければならないと考える。また、フランチャイザーらがサブ・フランチャイズ契約上の権利を取得していることは明らかであるが、仲裁合

意を援用し得る権利も取得しているか否か、この点については、サブ・フランチャイズ契約当事者の合理的意思解釈の問題であるが、裁判所は、仲裁条項の文言の違いに着目し、単にサブ・フランチャイズ契約の当事者間の紛争を仲裁により解決すると定める仲裁条項の場合、契約当事者が第三受益者に対し仲裁合意を援用する権利を付与し、サブ・フランチャイザーらとサブ・フランチャイジーらとの間の紛争に限定する仲裁条項の場合には、契約当事者は第三受益者に対し仲裁合意を援用する権利を付与していないと解釈したが、前者の場合であっても、契約当事者が第三受益者に対し仲裁合意を援用する権利を与えるという明示の意思は示されておらず、当事者の合理的意思解釈として当事者の黙示の合意を認めたものと解されるが、どのように黙示の合意を認定したのか、判旨は明らかでない。

他方、サブ・フランチャイジーらがフランチャイズ契約中の仲裁合意に拘束されるという点は、サブ・フランチャイジーらがフランチャイズ契約において権利が付与されており、この権利に関し第三受益者の地位にあることは明らかであるが、これに加え、サブ・フランチャイジーが仲裁合意に拘束される根拠については、第三受益者であるサブ・フランチャイジーらが権利を取得することの条件として仲裁合意に従う義務を負担することをフランチャイズ契約の当事者が意図していなければならず⁽²⁶⁾、契約中の仲裁条項が第三受益者にも適用がある旨の明示の定めがされておらず、この場合もまた、当事者の合理的意思解釈により、当事者の黙示の合意を探求することになるが、どのように黙示の合意を認定したのか、判旨は明らかでない。この問題に関しては、米国判例法上、5で見えるように、第三受益者の法理とは別に、禁反言の法理により第三受益者が仲裁合意に拘束されるとするものがある⁽²⁷⁾。

5. 禁反言の法理

日本法上、信義誠実の原則（民法1条2項）の類型の1つとして禁反言

の法理が認められ、「権利の行使または法的地位の主張が、先行行為と直接矛盾する故に、または先行行為により惹起させた信頼に反する故に、その行使を認めることが信義に反するとされる場合がある」⁽²⁸⁾とされ、訴訟法上も、当事者は、信義誠実に訴訟を迫行する義務を負い（民訴法2条）、禁反言の法理が認められており、「当事者が、訴訟上または訴訟外で一定の態度をとり、後にこれと矛盾する訴訟上の行為をした場合、相手方が先行の態度を信頼し、これに基づいてすでに自己の法的地位を決めたことにより、矛盾した後行行為の効力をそのまま認めたのでは、先行行為を信頼した相手方の利益を不当に害する結果となるときは、後行の矛盾行為の効力は、信義則によって否定される」⁽²⁹⁾。したがって、訴えの提起を受けた当事者が当事者間に仲裁合意が存在すると主張し、訴えの却下を求め、相手方が訴えを取り下げ、仲裁手続を開始したのに対し、当事者間に仲裁合意が存在しないという主張は禁じられと解され、かかる禁反言の法理は、コモンロー、とりわけ米国においても認められているが⁽³⁰⁾、コモンローの国では、エクイティ上の禁反言（equitable estoppel）の法理により、更に、仲裁条項を含む契約上の権利を行使し、契約から実質的かつ直接的な利益を得る者は、契約中の仲裁合意に拘束されるとされる⁽³¹⁾。

この問題を扱った判例を見ると、たとえば、米国連邦第2巡回区控訴裁判所は、船舶所有者が、船舶の設計、建造が一定の技術水準に従っていることを検査、確認し、保証する船級協会と船舶建造者との間で締結された船級検査契約中の仲裁条項に拘束されるか否かという問題について、契約の当事者でなくても、契約から直接的利益を受けている場合、契約中の仲裁条項に基づき仲裁により紛争を解決する義務を否定することはできず、船舶所有者は、船級検査の結果与えられた船舶の船級により船舶保険の保険料が低額となり、また、フランス船籍を取得することができるという利益を享受し、船級検査契約から直接の利益を享受しているため、仲裁合意に拘束され、船級協会に対し船舶の設計上の瑕疵による損害の賠償を求める訴えは、船級協会の申立てにより仲裁が強制されるとした⁽³²⁾。この判

例によれば、仲裁合意の当事者でない者が、仲裁合意を含む契約から直接の利益を享受している場合は、この禁反言の法理により仲裁合意に拘束されるとする。

また、米国法人がドイツ法人が製造した産業用のこぎりを同社の米国にある販売会社から購入し、その品質をめぐる紛争が生じ、ドイツ法人を相手に黙示の品質保証違反等を主張し提訴した事件において、第4巡回区控訴裁判所は、米国法人がドイツ人と販売会社との間の売買契約中の仲裁条項に拘束されるか否かという問題について、エクイティ上の禁反言により、権利を主張する者の行為によって相手方に権利を主張することが衡平に反することになる場合、相手方に権利を主張することはできないが、仲裁においてこの法理は、契約の当事者でない者が利益を享受するために契約中の仲裁条項以外の条項は強制されるべきであると主張する一方で、契約中の仲裁条項については強制されるべきではないと主張することは禁じられ、契約上の利益を享受することを許すと同時に、契約上の義務を回避することは、衡平を無視し、連邦仲裁法の制定の目的に反することになり、仲裁合意の当事者でない者が契約中の仲裁条項の存在を知りつつ契約上の利益を認識して享受する場合、仲裁合意に拘束されることになると述べた上で、米国法人は、ドイツ人と販売会社との間の売買契約中のドイツ法人による保証違反を主張して同法人に対する損害賠償等を請求し、かかる売買契約上の権利の実現を求める一方で、売買契約が定める仲裁を回避することはできないと判示した⁽³³⁾。また、第1巡回区控訴裁判所、第3巡回区控訴裁判所もこれと同じ見解を示している⁽³⁴⁾。

このようにエクイティ上の禁反言の法理は、仲裁合意の当事者でない者が仲裁合意を含む契約から利益を享受している場合、仲裁合意に拘束されるとするが、その根拠に関し、仲裁合意の当事者でない者が仲裁合意を含む契約が定める実体法上の規定から生じる直接的利益に依存する場合、契約中の仲裁合意に同意することを黙示的に示しており、エクイティ上の禁反言の法理はかかる同意に基づき適用されてきているという見解がある

が⁽³⁵⁾、禁反言の法理は当事者の意思に基づくものではなく、権利を行使する当事者の行為に着目した衡平の原則に依拠するものであると解される⁽³⁶⁾。

このエクイティ上の禁反言の法理が仲裁に適用されたのは、1960年代に入ってからであるとされ⁽³⁷⁾、その後、この法理を適用した判例として、たとえば、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、売買契約の当事者の一方である買主が売主に対し契約違反に基づく損害賠償請求をするため売買契約が有効に存在すると主張すると同時に、売主による買主に対する仲裁強制命令の申立てに対し仲裁を回避するために売買契約の不存在を主張することは、衡平の原則を無視するものであり、連邦仲裁法の制定目的に反すると判示している⁽³⁸⁾。この場合、契約違反を主張する一方、仲裁を回避するために、仲裁合意に固有の取消事由、その他効力を有しない事由を主張するのではなく、仲裁条項を含め契約が有効に存在しないという主張は許されないと考えられるが、上記判例は、このような場合ではなく、非契約当事者である第三者が契約上の利益を享受する一方、契約中の仲裁合意に拘束されないと主張する場合も、衡平の原則に反し、かかる主張は許されないとするが、当事者が契約において非契約当事者に権利、利益を付与したからと言って、非契約当事者が契約当事者の地位を取得するわけではなく、何故契約中の仲裁条項に拘束されなければならないのか、拘束されないと主張することが衡平の原則に反する理由が必ずしも明らかではないように思われる⁽³⁹⁾。

エクイティ上の禁反言の法理は、上記の法理に加え、仲裁合意の当事者でない者が援用する場合にも適用があり、第7巡回区控訴裁判所は、建設請負契約から紛争が生じ、請負人が建設管理者を被告として訴えたのに対し、建設管理者が建設請負契約中の仲裁条項を援用し、請負人が建設請負契約中の仲裁条項に拘束されると主張したのに対し、建設管理者に対する請負人の請求は不法行為に基づくものであるが、実質的には、建設請負契約の条件を建設管理者に遵守させようとするものであり、請負人の請求

は、建設請負契約が定めた建設管理者の義務違反に基本的に根拠付けられるので、請負人が建設請負契約上の義務違反に対する責任を追求し、これと同時に、仲裁を回避するために建設管理者が建設請負契約の当事者であることを否定することは衡平に反するとし、建設管理者の主張を認め、請負人は仲裁合意に拘束されたとした⁽⁴⁰⁾。この場合、建設管理者に対し建設請負契約の当事者としての契約違反による責任を追及し、他方において、契約中の仲裁合意に請負人は拘束されないと主張することは衡平の原則に反し、エクイティ上の禁反言の法理により請負人および建設管理者は建設請負契約中の仲裁条項に拘束されると解され、判旨は妥当であると考える。

この判旨に加え裁判所は、脚注において、請負人の請求が不法行為を請求原因とするものであるとしても、かかる請負人の請求は、請負人が主張していると思われる契約上の義務に密接に基礎付けられ、これと絡み合っており (intertwined)、請負人が仲裁により紛争を解決する建設管理者の利益を否定することは禁じられると判示した⁽⁴¹⁾。この点に関し、裁判所は、特に説明を加えることなく、請求が契約上の義務と絡み合う場合、エクイティ上の禁反言の法理が適用されるという新たな法理を創造し、これは意図的なものではないが、その後、他の裁判所が「絡み合う請求」に焦点を当てて判断をするようになっていったとされ⁽⁴²⁾、連邦第2巡回区控訴裁判所は、この法理を根拠として、仲裁合意の当事者でない者が仲裁により解決することを求めている争点が仲裁合意の当事者が締結した契約と絡み合っている場合、仲裁合意の当事者は仲裁合意の当事者でない者との仲裁を回避することは禁じられると判示している⁽⁴³⁾。

第11巡回区控訴裁判所も、ソフトドリンクの販売に関するライセンス契約から紛争が生じ、ライセンサーがライセンシーの親会社がライセンシーをライセンス契約違反に至らしめたとして、不法行為を請求原因とする訴えを提起し、親会社はライセンス契約中の仲裁条項を援用して仲裁の強制を申し立てたのに対し、ライセンサーの請求はライセンス契約に直接

関係し、また、ライセンサーの事業は親会社に吸収され、独立した事業地位を失っており、ライセンサーの請求とライセンス契約との関係およびライセンサーと親会社との内部的関係に鑑みると、ライセンサーの請求は、ライセンス契約中に密接に基礎付けられ、同契約と絡み合っているため、ライセンサーがその請求に関し仲裁を回避することは衡平に反し認められない旨の判断を示している⁽⁴⁴⁾。また、第4巡回区控訴裁判所、第5巡回区控訴裁判所もこれとほぼ同様の判断を示し⁽⁴⁵⁾、仲裁合意の当事者の親会社に対する請求が子会社に対する請求と本質的に分離し得ず、同じ事実関係に基づくものである場合、親会社が被告として訴訟手続を強いられるとするならば、仲裁手続は無意味となり、仲裁を支持する連邦政策に反することになる旨を判示している⁽⁴⁶⁾。さらに、第5巡回区控訴裁判所は、仲裁合意を含む契約の当事者が非契約当事者を相手に他方の契約当事者と共同不法行為を行ったとして訴えた場合、非契約当事者による仲裁強制を認めないことは衡平に反することになると判示し⁽⁴⁷⁾、仲裁合意を含む契約の当事者が非契約当事者および契約当事者らによる共同不法行為を主張する場合、非契約当事者は仲裁を契約当事者に対し強制することができるとする。

このように、判例は、紛争と仲裁合意を含む契約および仲裁合意の当事者と第三者との間に密接関連性が認められる場合には、第三者が仲裁合意を援用し得ないことは、衡平に反し、エクイティ上の禁反言の法理により許されないとするが⁽⁴⁸⁾、かかる関連性が認められる場合、何故に第三者が仲裁合意を援用し得ないことが衡平に反することになるのか、明らかでないように思われるが、この点について、上記第5巡回区控訴裁判所によるグリクソン事件判決において反対意見を述べたデニス裁判官は、エクイティ上の禁反言の法理には次のような問題点があると指摘している⁽⁴⁹⁾。

すなわち、エクイティ上の禁反言および約束手続の禁反言の法理という州法の原則によれば、仲裁条項を含む契約の当事者が、その言動により、非契約当事者に対し正当に契約を信頼することを誘因し、それにより、非契約

当事者の契約に関する権利を認めない場合、非契約当事者が権利の侵害を受けることを合理的に期待すべきであったときには、非契約当事者が仲裁条項を援用し、契約当事者に対し仲裁を強制することができると思われるが、この通常のエクイティ上の禁反言および約束手続の禁反言の法理に基づき非契約当事者が仲裁合意を援用し得た事件はほとんどないところ、密接な関連性や絡み合う請求といった粗放な基準による高度に抽象的な禁反言によって非契約当事者に仲裁合意を援用する権利を認めているが、事件の事実関係に照らすと、契約当事者と非契約当事者との間に相互に仲裁合意に拘束されるという黙示の合意を認め得るものがあり、むしろ、新たな禁反言によるのではなく、当事者の黙示の意思により仲裁の強制を認めることが適当ではないかという。

このように述べた上で、ヒューズ事件判決においては、建設管理者は建設請負契約に署名していないが、建設請負契約には建設管理者の義務が定められ、建設管理者は、発注者、請負人、建設管理者の関係を統合した建設請負契約に基づき義務を履行し利益を享受しており、請負人は、建設請負契約が定めた建設管理者の義務の履行に関する建設管理者との紛争を仲裁により解決することを黙示的に合意したものと考えられる、という。

以上、代理の法理、第三受益者の法理、禁反言の法理による非契約当事者に対する仲裁合意の効力の拡張に関する判例を概観したが、これらの法理以外にも、米国判例法上、仲裁合意の当事者でない者であっても、仲裁合意の当事者と別の契約を締結し、その契約の中で仲裁条項を含む他の文書を引用することにより仲裁条項が契約の一部となり、仲裁条項が契約条項に合体するという他文書の引用による仲裁条項の合体 (incorporation by reference) により、また、仲裁合意の当事者でない者は、その行為により仲裁合意に同意する旨の意思を示す場合、かかる黙示の意思によって仲裁合意に拘束されるという仲裁合意の引受 (assumption) により、それぞれ仲裁合意の効力は非契約当事者である第三者に拡張されるが⁽⁵⁰⁾、これらはいずれも、当事者の意思解釈の問題であると考えられる。また、

法人格否認の法理（veil piercing/alter ego）により、一般に、法人格が背後者の違法な目的により濫用され、あるいは、背後者による完全な支配により形骸化している場合、法人格は否認され、その場合、仲裁合意の効力が背後者にも及ぶことになる⁽⁵¹⁾。

6. グループ会社の法理

上記の判例法に対し、仲裁合意の当事者でない者に仲裁合意の効力が拡張される法理として、主にフランスにおいてグループ会社の法理（doctrine of group companies）が認められている⁽⁵²⁾。この法理は1980年代初めに登場し、これを適用した最も著名な仲裁判断として、ダウ・ケミカル事件仲裁判断がある⁽⁵³⁾。この事件では、米国ダウ・ケミカル社の子会社、孫会社がフランスでの製品の販売のためにそれぞれ締結したICC仲裁条項を含む販売店契約から紛争が生じ、この2社に加え米国ダウ・ケミカル社、同社のフランス子会社が販売店会社を相手に仲裁を申し立てたのに対し、販売店会社が販売店契約の当事者でない米国ダウ・ケミカル社、同社のフランス子会社との紛争を仲裁廷が審理判断する権限を有しないと主張した。この主張に対し仲裁廷は要旨以下のように述べ、かかる主張を斥けた。

すなわち、仲裁申立人らは米国ダウ・ケミカル社のグループ会社であり、フランス子会社が親会社である米国ダウ・ケミカル社が承認し、同社の商標を付した製品の販売店契約の締結に積極的に関与するとともに、販売店契約に基づく製品の供給義務を履行し、販売店契約の終了にも重要な役割を果たし、また、親会社である米国ダウ・ケミカル社は販売店契約に直接関与した子会社、孫会社を完全に支配しているので、こられの事実を照らせば、両社は販売店契約およびそれに含まれる仲裁条項の当事者となり、また、グループ会社は、法人格の違いに関係なく、同一の経済的実態を有し、グループ会社の一部が合意した仲裁条項は、仲裁条項を含む契約

の締結、履行または終了において果たした他の非契約当事者であるグループ会社の役割およびすべての当事者の共通の意思に従い、他のグループ会社をも拘束すべきである、と述べ、仲裁被申立人が主張する異議を斥けた。これに対し仲裁被申立人は、パリ控訴院においてこの仲裁廷の判断を争ったが、裁判所は、当事者の共通の意思をも考慮し仲裁廷の判断を支持した⁽⁵⁴⁾。

この仲裁廷の判断はその後の仲裁事件においても適用されているとの指摘があるが⁽⁵⁵⁾、その中には、当事者の意思を考慮せず、単にグループ会社の法理を根拠に非契約当事者に仲裁合意の効力が及ぶとするものがあり⁽⁵⁶⁾、たとえば、エジプト法人と米国法人の子会社であるキプロス法人との契約から紛争が生じ、エジプト法人は、契約中の仲裁条項に基づき、キプロス法人と契約の当事者ではないその親会社である米国法人を相手にカイロ国際商事仲裁地域センターに仲裁を申し立て、仲裁廷は、キプロス法人とその親会社は別法人であるが、グループ会社の親会社の同意が契約の発効に必要とされ、また、契約に基づく取引において親会社の商標が用いられており、親会社は子会社の締結した仲裁条項に拘束されるとし、両者に対し仲裁判断をし、エジプト法人が外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約、すなわちニューヨーク条約に基づく仲裁判断の執行を米国の裁判所に求めた事件において、連邦第2巡回区控訴裁判所は、米国連邦仲裁法を適用して、米国親会社はエジプト法人と仲裁合意を締結しておらず、非契約当事者が仲裁合意の拘束を受けるには、米国の契約法または代理法に基づき仲裁合意に拘束されるという事実が示されなければならないと判示し、仲裁廷が行った契約解釈の問題について裁判所は審査し得ないとし、執行を許可した原審の判決を取り消し、原審に事件を差し戻した⁽⁵⁷⁾。

このような当事者の合意に依拠しない仲裁判断もあるが、ほとんどの場合、仲裁廷は、この法理を適用する基準について、単にグループ会社の一員であるだけでは足りず、グループ会社間に密接なグループ組織および強固な組織的かつ経済的連結が確立されており、かつ、仲裁条項を含む契約

を締結していないグループ会社が契約の交渉、履行または終了に積極的な役割を果たし、それらの事情からグループ会社の非契約当事者との間において黙示の仲裁合意が成立していなければならないとし、グループ会社の法理を適用するには、紛争を仲裁に付託する当事者の共通の意思を必要としているとされる⁽⁵⁸⁾。

グループ会社の法理に関しては、当事者の黙示の意思を認める要素となる事実を類型化する点に意義があるとも解されようが⁽⁵⁹⁾、グループ会社の存在から、グループ会社に属する会社が締結した仲裁合意の効力が同一のグループ会社に属する他の会社にも当然拡張されるというわけではなく、同一のグループに属するという事実は仲裁合意の存否を考慮する一要素に過ぎず、グループ会社の実態や非契約当事者の契約への関与等の事情を勘案して仲裁合意を含む契約当事者と非契約当事者との間に仲裁合意が存在する、すなわち、当事者の黙示の意思を探求し、その結果、当事者間に仲裁合意の存在が認められる場合に限り、仲裁合意の効力が非契約当事者にも拡張され、非契約当事者との紛争も併せて仲裁による解決が可能になるものと考えられ⁽⁶⁰⁾、したがって、この法理があくまでも当事者の意思に依拠して非契約当事者に仲裁合意の効力が及ぶとするものである限り、当事者の合理的意思解釈の問題であり、従来からの契約法理に従って解決し得る問題であるからグループ法理という考え方を別に新たに立てる必要は必ずしもないようにも思われる⁽⁶¹⁾。

7. 若干の検討

(1) 諸外国の判例法理は日本法上も妥当するか

以上、諸外国の判例の立場を概観したが、判例が依拠する法理が日本法上も妥当するか否か、この問題について若干の検討を行う。

まず、代理の法理について、日本法上、代理の法理から法人が締結した仲裁合意を法人の役職員が援用し得るか。先述したとおり、法人が契約を

締結する権限を代理人に与えた場合、契約の効果は法人である本人に帰属し、代理人にはその効力は及ばないが（民法99条）、代理人が顕名せずに仲裁合意を締結した場合には、原則として、仲裁合意の効果は本人ではなく代理人に帰属することになる（民法100条）。このことは、仲裁合意についても妥当すると考えられる。しかし、この代理の法理から、法人が締結した仲裁合意を法人の役職員が当然に援用し得るとは言えず、援用し得る根拠が問題になると考えられる。

この点に関し、上記米国の判例の中には代理の法理それ自体を根拠に法人の役職員も法人が締結した仲裁合意を援用し得るとするものがある一方、当事者の意思に依拠するものもある。前者は、法人の役職員が法人が締結した契約の履行補助者であるという関係から役職員と法人との間に代理の関係が生じるとするものであるように思われるが、このような法理は日本法上認められないと考えられる。仲裁は当事者の合意に基づく紛争解決手続であり、仲裁合意に拘束されるか、仲裁合意を援用し得るか、その根拠は当事者の意思に求められるべきであり、法人の役職員が仲裁合意を援用し得るか否かは、当事者、すなわち、仲裁合意を締結する法人と相手方が法人の役職員が仲裁合意を援用し得ることを約している場合には、法人の役職員が仲裁合意を援用することにより、法人と仲裁合意を締結した相手方と法人の役職員との間の紛争は仲裁により解決されることになり、以下の第三受益者の法理による場合と異ならないと考える⁽⁶²⁾。

したがって、仲裁合意の効力が法人が締結した契約の履行補助者である役職員に当然に及ぶのではなく、あくまでも契約当事者の合意に基づくものであり、また、法人の役職員が仲裁合意を援用した場合に限り、法人と仲裁合意を締結した相手方との間の紛争が仲裁により終局的に解決されるのであって、反対に、法人と仲裁合意を締結した相手方が法人の役職員に対し仲裁合意を援用して仲裁による紛争解決を強制することはできないと考えられ、米国の判例においても、連邦第2巡回区控訴裁判所、連邦第5巡回控訴裁判所が同様の立場を示している⁽⁶³⁾。

また、当事者の意思を認定するに当たっては、米国の判例が示しているように、仲裁合意の当事者がその範囲を如何に定めていたかが問題となる。たとえば、当事者が仲裁合意の範囲を契約当事者間の契約違反に関する紛争に限定している場合、法人の役職員が法人の立場として行った行為が不法行為に当たるか否かが争われ紛争になったとしても、かかる紛争は仲裁合意の対象から外れるものと考えられる。また、仲裁合意の範囲が契約違反に関する紛争に限定せず、契約に関連するすべての紛争を仲裁合意の対象としている場合であっても、法人の役職員が法人の立場ではなく、個人の立場、すなわち、法人とは別個独立の行為者として行った行為に関する紛争は、通常、仲裁合意の当事者は仲裁合意の対象としていないと解されよう。

第三受益者の法理に関しては、日本法上、第三者のためにする契約として、契約から生じる権利の一部を契約当事者以外の第三者に直接帰属させることが認められており、実体契約から生じる権利ではないが、契約当事者が契約から生じる紛争を仲裁で解決する権利についても、これを第三者に直接取得させることは許容されると解される。このように解するならば、法人が締結する契約において役職員に法人の相手方との紛争を仲裁により解決する権利を与えた場合、法人の役職員は仲裁合意を援用して法人の相手方との紛争を仲裁により解決することができる。

また、契約当事者が合意により契約から生じる権利を第三者に直接取得させた場合、これと併せて仲裁合意を援用する権利をも第三者に取得させることを合意しているか否か、これは前者と関連はするが別問題であり、前者とは別に当事者の合理的意思を探求して決することになると考えられる。また、契約当事者が第三者に対し、契約当事者との紛争を仲裁により解決することを条件として権利を取得させることを合意した場合、契約の利益を享受する意思を表示した第三者は、契約当事者との紛争を仲裁により解決することが強いられることになると考えられる。

代理の法理、第三受益者の法理のほか、他文書の引用による仲裁条項の

合体、仲裁合意の引受についても、当事者の意思に依拠するものであり、日本法上も契約の解釈の問題として取り扱うことができよう。また、グループ会社の法理についても、グループ会社の実態等から当事者の意思を探求するものであると解され、このように解する限り、これも当事者の意思解釈の問題であり、日本法上も同様に妥当しようが、当事者の仮定的な意思までも認めることはできず、あくまでも当事者の合理的意思を探求して仲裁合意の存否を判断することになると解される。

禁反言の法理に関しては、米国判例法上、まず、エクイティ上の禁反言の法理により、仲裁合意の当事者でない者が、仲裁合意を含む契約から直接利益を享受し、あるいは、利益を享受するために契約条項は強制されるべきであると主張する一方で、契約中の仲裁条項については強制されるべきではないと主張することは、衡平の原則に反し許されないとされるが、先述したとおり、契約条項違反を主張する一方で契約の無効を理由に仲裁条項の無効を主張する場合は格別、そうでない場合、非契約当事者が契約上の権利を取得し、利益を享受したからと言って、何故契約中の仲裁条項に拘束されないことが衡平の原則に反するのか、この点は必ずしも明らかではなく、また、日本法上、先に見たように、禁反言の法理を適用するには、先行行為と矛盾する権利行使または法的地位の主張がなければならないが、仲裁合意に拘束されないという主張が契約の利益を享受することと矛盾するとは言えず、また、非契約当事者が契約の利益を享受することにより仲裁合意に拘束されるという信頼を契約当事者に惹起させることにもならないと考えられる。

また、非契約当事者が契約上の権利を行使する場合、たとえば、売買契約の当事者である売主が契約において、第三者に対し品質保証を約した場合、売主による一方的債務負担行為と解されようが⁽⁶⁴⁾、その場合、非契約当事者が売主に対し品質保証債務の履行を求めたからと言って、売買契約の当事者になるのではなく、また売主がこれを条件に債務を負担していない限り、非契約当事者を仲裁合意に拘束させないことが衡平の原則に反

するとは言えないのではないかと考える。

米国判例法上、エクイティ上の禁反言の法理は、仲裁合意の当事者でない者が仲裁合意を援用する場合にも適用があり、その適用の基準として仲裁合意の当事者でない者が仲裁合意の当事者と密接な関係を有することや、請求が契約上の義務と絡み合っていることが挙げられているが、先述したとおり、これは、通常の禁反言の法理から乖離するものであり⁽⁶⁵⁾、また、日本法上も、当事者や請求の密接関連性を根拠に禁反言の法理が適用される余地はないものと考えられる。

しかしながら、仲裁条項を含む契約の当事者でなくても、仲裁条項に拘束されるという印象を相手方と与え、相手方がそれを正当に信頼し、仲裁合意を援用する場合には、仲裁合意に拘束されないという主張をすることは、禁反言の法理により日本法上も許されないと解され、また、これとは反対に、仲裁条項を含む契約当事者が非契約当事者との紛争を仲裁に付託するという印象を与え、非契約当事者がそれを信頼して仲裁合意を援用する場合にも同様に、禁反言の法理により仲裁合意に拘束されないという主張は許されないと解される⁽⁶⁶⁾。

上記以外の法理として、米国判例法上も認められているが、日本法上、法人格否認の法理の適用が考えられる。法人格否認の法理は、法人格が濫用される場合または法人格が形骸化している場合に、法人格を当該法律関係に限って否認することで事案の衡平な解決を図るものであり⁽⁶⁷⁾、実体契約と同様に、仲裁合意もこの法理の適用を受け、それによって、法人の背後者に仲裁合意の効力が及ぶことがあると考える⁽⁶⁸⁾。

したがって、仲裁合意は当事者の合意を基礎とする紛争解決手続であり、日本法上も、禁反言の法理、法人格否認の法理により仲裁合意の効力が第三者に及ぶ場合を除き、仲裁合意の効力が第三者に及ぶ根拠は当事者の意思に基づくことになると考える。

以上の観点からわが国の判例・学説の立場を見ると、名古屋地判平7・10・27 海法150号33頁は、統一的判断の要請から仲裁合意の効力を法人

の役員に拡張するものであると考えられるが、これが、当事者間に仲裁合意が存しない限り、当事者は仲裁合意に拘束されないという原則を否定するに十分な根拠となり得るか、疑問のあるところである。他方、学説は、リングリング・サーカス事件における米国法の解釈が日本法の解釈として妥当する根拠として、法人の契約を締結し、契約を履行する法人の代表者等との紛争が法人との紛争と実質的に同一である場合、代表者等に対し訴えを別に提起することを許すことは、仲裁合意によって達成しようとした紛争解決が困難となり、仲裁合意を締結した当事者の合理的意思にそぐわないという見解があり、この見解が、仲裁合意を締結した法人と相手方当事者との意思に依拠するものであると解される限り、先に見た代理の法理、第三受益者の法理と同様に、仲裁合意を締結した当事者の合理的意思解釈の問題に帰着することになるものと考えられる。

また、法人に対する契約上の損害賠償請求についての仲裁を潜脱するために、代表者を相手として不法行為に仮託して裁判所に提訴することは許されないため、代表者の行為が法人の契約締結または履行の一部としてなされたような場合には、仲裁合意の効力の代表者への拡張を認めるべきであるという見解があり、これは、信義則に根拠を求め、このような提訴は、訴権の濫用に当たると解するものであると考えられる。そうであるならば、訴権の濫用は、訴え提起が権利実現以外の不当な目的を有し、提訴者の主張する権利が根拠を欠き権利保護の必要性が低い場合など、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠く場合に認められ得るとされ⁽⁶⁹⁾、この見解によれば、法人に対する契約上の損害賠償請求ではなく代表者に対し不法行為に仮託して損害賠償請求をすることは、それが根拠を欠き権利保護の必要性が低い場合には、提訴のみならず仲裁の申立ても、権利濫用となるが、そうではなく、かかる請求に権利保護の必要性が認められる場合には、法人の締結した仲裁合意の効力が代表者に及ぶときは格別、そうでない限り、代表者を相手に訴えを提起することは、不当ではなく、権利濫用には当たらず、したがって、権利の濫用が法人の代表者

に仲裁合意の効力を及ぼす根拠として働くことはないものと解される。ここでの問題は、既に述べたように、代表者が法人の契約を締結し、あるいは契約を一部履行することを通じて代表者と法人の相手方との間に黙示の仲裁合意が成立したか否か、当事者の合理的意思解釈によりその成否を判断することになると考えられる。

(2) 書面要件

以上の問題に加え、仲裁法上、仲裁合意は書面でなければならず（13条2項以下）、代理の法理、第三受益者の法理、禁反言の法理、グループ会社の法理が適用される場合、この書面要件が問題となる。

代理の法理について、法人が仲裁合意を締結する権限を代理人に与え、代理人がその権限を行使して仲裁合意を締結する場合、本人が仲裁合意を締結するときと同様に、仲裁合意は書面でなければならぬと解される。また、仲裁合意を締結する当事者が第三者に仲裁合意を援用する権利を付与している場合も、仲裁合意それ自体は書面要件を具備しなければならないが、第三者との間で仲裁合意を締結し、第三者がその合意に拘束されるのではなく、仲裁合意の効力の問題であり、仲裁合意の書面要件は問題とならず⁽⁷⁰⁾、また、仮に書面性を要求するとしても、仲裁法が書面性を要求する目的は、仲裁合意が提訴権を失うという当事者にとって重大な効果を生じさせるため、当事者の意思の明確性、確実性を確保するためであるから⁽⁷¹⁾、第三者に仲裁合意を援用する権利を与えるに過ぎない場合においては、別途書面を要求する必要はないと考える。また、第三受益者の法理に関しても、代理の法理の場合と同様に、第三者のためにする仲裁合意それ自体は書面性が要求されるが、第三者が別途仲裁合意をする問題ではなく、第三者に仲裁合意を援用する権利を与えるに過ぎず、この場合も書面性は問題とはならない。これに対し禁反言の法理については、信義則に反する行為を問題とするものであり、仲裁合意の書面性は問題とならない。

他方、グループ会社の法理については、非契約当事者と契約当事者との間に黙示の仲裁合意の成否が問題となり、この場合、言うまでもなく、仲裁合意の実質的成立要件と形式的成立要件の両者が具備されなければならないが、前者の要件を具備する場合であっても、後者の要件を具備するか否かが問題となる。この問題について、仲裁合意の書面要件は、現実の実務に適合するため緩和されている。すなわち、仲裁法は、13条2項において「仲裁合意は、仲裁合意は、当事者の全部が署名した文書、当事者が交換した書簡又は電報（ファクシミリ装置その他の隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信されたものを含む。）その他の書面によってしなければならない」と規定し、「その他の書面」の意味内容について、東京地判平20・3・26判例集未登載（2008WLJPCA03268009）は、「仲裁法13条2項は、『仲裁合意は、当事者の全部が署名した文書、当事者が交換した書簡又は電報その他の書面によってしなければならない。』と定めているが、これは、仲裁合意をする当事者の意思を明確にし、後の紛争に備えて仲裁合意の存在と内容を証明できるよう記録する趣旨であるから、同項の『その他の書面』とは、仲裁合意が記録された書面であって、後から証拠とし得るものであれば足りると解される」と判示し、学説もこれと同じ見解に立っている⁽⁷²⁾。

したがって、黙示の仲裁合意が依拠する契約当事者間の仲裁合意が記録された書面であって、後から証拠とし得るものであれば、仲裁合意の書面要件は具備するものと考えられる。

(3) 渉外的事案における準拠法の決定

また、仲裁合意の効力が第三者にも及ぶか否かという問題は、渉外的事案においても問題となるが、この問題について、まず、代理人が本人に代わって仲裁合意を締結した場合、代理行為の成立、効力の問題は、代理される仲裁合意の準拠法によることになると考えられ、他方、代理人が行った仲裁合意の効果が本人、代理人に及ぶか否かという代理の外部関係の準

拋法については、見解が分かれており、有力な見解として、代理行為地法によるとするものがあり⁽⁷³⁾、この見解によれば、仲裁合意締結地法によることになると考えられる。

代理の法理、第三受益者の法理については、仲裁合意を含む契約の当事者が仲裁合意を援用する権利を第三者に付与したか否かという問題であり、この問題については、仲裁合意の効力の問題であり、仲裁合意の効力の準拋法により判断されるべきであり、また、これと同様に、グループ会社の法理により黙示の合意に基づき仲裁合意を含む契約当事者以外のグループ会社との間にも仲裁合意が成立しているか否かは、仲裁合意の成立の問題であり、この問題は、仲裁合意の成立の準拋法により決せられることになる⁽⁷⁴⁾。

また、禁反言の法理により仲裁合意を援用し得るか否かという問題についても、仲裁合意の効力の問題と性質決定し、仲裁合意の効力の準拋法により決せられるべきであると考えられる。これに対し、法人格否認の法理の準拋法については、一律に決することはできず、場合に応じて考えていく必要がある⁽⁷⁵⁾、子会社が親会社に完全に支配され、業務の混同等により法人格が形骸化しているような場合、子会社が締結した仲裁合意の効力が親会社に及ぶか否かは、仲裁合意の効力の問題と性質決定し、仲裁合意の効力の準拋法によることになる⁽⁷⁶⁾。

8. おわりに

以上、本稿では、仲裁合意の効力が当事者以外の者、たとえば、仲裁合意を締結した法人の役職員にもその効力が及ぶか否かという問題について、諸外国、主に米国の判例法理を概観し、その法理が日本法上も妥当するかどうか、この問題について、若干の検討を試みた。

仲裁は当事者の合意に基づく紛争解決手続であり、仲裁合意の効力が第三者にも及ぶかどうか、これは当事者の合理的意思解釈の問題であり、代

理の法理、第三受益者の法理、他文書引用による仲裁条項の合体、仲裁合意の引受、グループ会社の法理も、当事者の意思に依拠するものである限り、日本法上も妥当するものとする。他方、当事者の意思に依拠するものではない禁反言の法理については、米国判例法上、伝統的なエクイティ上の禁反言の法理から大きく乖離した法理が展開されているように思われる。日本法上は、このような法理は妥当せず、相手方に対する言動が仲裁合意に拘束されるという信頼を相手方に惹起させ、相手方の仲裁申立てに対し、仲裁合意に拘束されないという主張が信義に反し許されないと解される場合は、仲裁合意の効力が信頼を惹起させた者に及ぶことになると考える。この信義則との関係では、権利濫用が問題となり得るが、本稿で見たように、通常、この法理により仲裁合意の効力が法人の役員等に及ぶことはないと考えられる。また、法人格否認の法理については、日本法上も認められており、この法理が要求する要件を具備する場合には、仲裁合意の効力の拡張が認められよう。

本稿では、仲裁合意の効力が第三者に及ぶための法理を取り上げ、その整理を試みたが、仲裁合意の効力の拡張という問題は、畢竟するに、信義則の原則、法人格否認の法理が妥当する場合を除き、当事者の合理的意思に求めることになる。実務上、黙示の合意に頼ることは得策ではなく、誰を仲裁合意の当事者とするか、仲裁条項のドラフティングにおいて対応することが賢明であると思われる。また、当事者間に明示の意思が認められない場合、当事者の合理的意思を探求することになるが、如何なる事実が黙示の合意を認める根拠となるか、かかる事実の類型化が実務上重要な問題となるように思われる。本稿では、紙幅の関係もあり、この問題については検討することができなかった。今後の課題としたい。

〔引用文献の略語〕

小島 = 猪股・仲裁

小島武司 = 猪股孝史『仲裁法』（日本評論社、2014）

小島 = 高桑・注釈仲裁

小島武司 = 高桑昭編『注釈と論点 仲裁法』（青林書

	院、2007)
青山・仲裁	谷口安平 = 井上治典編『新・判例コンメンタール 民事訴訟法 6』(三省堂、1996) [青山善充]
山本 = 山田・ADR 仲裁	山本和彦 = 山田文『ADR 仲裁法 [第 2 版]』(日本評論社、2015)
理論と実務	三木浩一 = 山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』ジュリスト増刊 (有斐閣、2006)

- (1) 拙稿「仲裁合意と特定承継」国士館法学 48 号 1 頁。
- (2) 小島 = 猪股・仲裁 127 頁参照。
- (3) 拙稿「国際商事紛争の解決 Q&A (13)」JCA ジャーナル 50 巻 10 号 (2003) 78 頁参照。
- (4) 東京高判平 6・5・30 判時 1499 号 66 頁は、「ニューヨーク市において適用される仲裁契約に関する法は、連邦仲裁法及びこれに基づく合衆国連邦裁判所の判例であること、合衆国連邦裁判所の判例は、仲裁契約の効力及び適用範囲についてはこれを拡大する方向で解釈すべきであるとの一般的な基準の下に、ある取引から生じたすべての紛争を仲裁に付するという趣旨の仲裁契約が締結されている場合、一方当事者の被用者として当該取引に関して行った個人の行為を問題にする紛争と、契約締結段階で一方当事者が詐欺を行ったとする紛争について、それぞれ、当該仲裁契約の適用範囲に含まれ、仲裁によって解決すべきであるとしていること」が認められる、と判示し、その上告審判決である最判平 9・9・4 民集 51 巻 8 号 3657 頁もこの見解を支持している。
- (5) 東京地判平 26・10・17 判タ 1413 号 271 頁は、「アリゾナ州法上、仲裁合意を含む契約に関する紛争について、契約当事者と被告である非契約当事者とが密接な関連性を有しており、非契約当事者による仲裁の強制を認めない限り、契約当事者間の仲裁合意の形骸化が回避できない場合には、当該非契約当事者は、契約当事者に対し、仲裁条項を強制しようとされ、また、請求が当該契約上の義務と密接にかかわりあっていることを理由に、非契約当事者が仲裁を強制されることを主張しようとされていることが認められる」と判示した上で、「被告ハネウェルジャパンは、本件ソフトウェア契約の当事者ではないとしても、被告ハネウェルシンガポールと同じ企業グループに属する会社であり、本件ソフトウェア契約に基づく取引についても、被告ハネウェルシンガポールに代わる窓口としての役割を果たしていたと認められるから、契約当事者である被告ハネウェルシンガポールと密接な関連性を有していることが認められる。また、……その不法行為に基づく被告ハネウェル

ジャパンに対する損害賠償債務の存否にかかる争いも、本件ソフトウェア契約に基づく事業に起因して生じた紛争であって、同債務は同契約上の債務と密接な関連性を有するというべきであるから、原告と被告ハネウェルジャパンとの関係のみについて別途訴訟での判断を受ける余地を認めることは、本件仲裁合意によって、本件対象紛争を仲裁によって解決することとした契約当事者らの意思に反し、同合意の意義を実質的に失わせるものであると認められる。したがって、被告ハネウェルジャパンに対する②不法行為に基づく債務不存在確認の訴えについても、本件仲裁合意の効力が及び、本件対象紛争に該当すると認められるから、本件仲裁合意に反するというべきである」と結論付けている。

- (6) 小島 = 猪股・仲裁 128-129 頁。同旨、猪股孝史「仲裁合意の効果とその効力範囲」JCA ジャーナル 53 巻 12 号 (2006) 14 頁、19 頁、小島 = 高桑・注釈仲裁 90-91 頁 [小島武司]。また、貝瀬幸雄「仲裁契約の効力の範囲——主観的範囲を中心に——」松浦 = 青山・論点 142 頁は、「『リング・リング・サーカス事件』のように、会社業務のすべてをコントロールする代表者 = 支配株主が、会社業務の一環として仲裁契約を締結した場合には、仲裁契約の主体の一体性（会社法人格の形骸化）を根拠に、当該取引関係から生ずる紛争について、黙示の仲裁合意が代表者・取引相手方間にも成立した、と構成できよう」という。
- (7) 青山・仲裁 635 頁。また、山本 = 山田・ADR 仲裁 323 頁は、仲裁合意の当事者が法人である場合に、法人自体のほか、その代表者その他の役員等についても仲裁合意の効力が及ぶかは、合意の解釈の問題であり、原則としては別異の法人格である役員等には効力は及ばないと考えられるが、「法人の構成（同族会社か否か等）や合意締結の状況などに鑑み、役員等に対して別訴を提起することが訴権の濫用に当たる場合や役員等が提訴することが禁反言に当たる場合には、例外的にこれらの者も仲裁合意に拘束されるものと解される」という。この見解に対し、理論と実務 72 頁 [上野泰男] は、「この判決は仲裁合意の効力が一般的に法人の代表者に及ぶことを認めたものではなく、そこで問題となったような特殊な事情がある場合に、むしろ、例外的に効力の拡張を認めたものであると考えるべきであろう」という。
- (8) 小島 = 猪股・仲裁 134 頁。
- (9) See Gary B. Born, *International Commercial Arbitration* (Kluwer Law International 2nd ed. 2014) 1422; Bernard Hanotiau, *Complex Arbitrations: Multiparty, Multicontract, Multi-Issue and Class Actions*, *International Arbitration Law Library*, Volume 14 (Kluwer Law International 2006) 12.
- (10) See Carolyn B. Lamm and Jocelyn A. Aqua, *Defining the Party — Who is*

- a Proper Party in an International Arbitration before the American Arbitration Association, 3 International Arbitration Law Review (2002) 84, 86. *See also* McCarthy v. Azure, 22 F.3d 351, 356 (1st Cir. 1994).
- (11) Pritzker v. Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc., 7 F.3d 1110, 1121-1122 (3rd Cir.1993).
- (12) 第5巡回区控訴裁判所は、Westmoreland v. Sadoux, 299 F.3d 462 (5th Cir. 2002) において、仲裁合意の当事者の代理人というだけでもって仲裁合意を締結していない者に仲裁を強制することはできない旨の見解を示す。
- (13) Letizia v. Prudential Bache Securities, Inc., 802 F.2d 1185, 1188 (9th Cir. 1986).
- (14) Arnold v. Arnold Corp.-Printed Communications For Business, 920 F.2d 1269, 1282 (6th Cir. 1990).
- (15) McCarthy v. Azure, 22 F.3d 351, 357-361 (1st Cir. 1994).
- (16) Thomas H. Oehmke and Joan M. Brovins, Binding Nonsignatories to Arbitration — Beware of Foot in Door, American Jurisprudence Trials (2015) § 56.
- (17) Born, *supra* note 9, at 1479.
- (18) 1998 NJW-RR 198 (Oberlandesgericht München).
- (19) Otto Sandrock, 'Intra' and 'Extra-Entity' Agreements to Arbitrate and their Extension to Non-Signatories Under German Law, 19 (5) Journal of International Arbitration (2002) 423, 441-442.
- (20) Stavros L. Brekoulakis, Third Parties in International Commercial Arbitration (Oxford University Press 2011) 58.
- (21) 内田貴『民法Ⅱ〔第3版〕』(有斐閣、2011) 79頁。
- (22) Spear, Leeds & Kellogg v. Central Life Assur. Co., 85 F.3d 21 (2nd Cir. 1996).
- (23) Flink v. Carlson, 856 F.2d 44, 46 (8th Cir. 1988). *See* Brekoulakis, *supra* note 20, at 63.
- (24) Collins v. Int'l Dairy Queen, Inc., 2F. Supp. 2d 1465 (M. D. Ga. 1998).
- (25) 2F. Supp. 2d 1471-1472.
- (26) この判例が引用する先例が更に引用する Trans-Bay Engineers & Builders, Inc. v. Lynn, 396 F.Supp. 265 (D.D.C.1975) は、約束が条件付きである場合、受益者の権利は条件付権利となり、受益者が利益を享受する一方、契約上の義務、条件を回避することはできない、と判示する。
- (27) Brekoulakis, *supra* note 20, at 64.
- (28) 谷口友平 = 石田喜久夫編『新版 注釈民法(1)〔改訂版〕』98頁〔安永正

- 昭] (有斐閣、2002)。
- (29) 梅善夫「民事訴訟における信義誠実の原則」青山善充 = 伊藤眞編『民事訴訟法の争点〔第3版〕』(有斐閣、1998) 18-19頁。
- (30) See Born, *supra* note 9, at 1473-1474.
- (31) See Born, *supra* note 9, at 1473; Brekoulakis, *supra* note 20, at 133; James M. Hosking, Non-Signatories and International Arbitration in the United States: the Quest for Consent, 20(3) *Arbitration International* (2004) 289, 294.
- (32) *American Bureau of Shipping v. Tencara Shipyard S.P.A.*, 170 F.3d 349, 352-353 (2nd Cir. 1999). See *Thomson-CSF, S.A. v. Am. Arbitration Ass'n*, 64 F.3d 773, 776 (2nd Cir. 1995).
- (33) *International Paper Co. v. Schwabedissen Maschinen & Anlagen GMBH*, 206 F.3d 411, 418 (4th Cir. 2000).
- (34) *InterGen N.V. v. Grina*, 344 F.3d 134 (1st Cir. 2003); *E.I. DuPont de Nemours and Co. v. Rhone Poulenc Fiber and Resin Intermediates, S. A.S.*, 269 F.3d 187, 200 (3rd Cir. 2001). See *Oehmke and Brovins*, *supra* note 16, § 46.
- (35) Brekoulakis, *supra* note 20, at 143.
- (36) See Born, *supra* note 9, at 1418. また、269 F.3d 187, 204 は、第三受益者の法理が契約締結時の当事者の意図を探求するのに対し、エクイティ上の禁反言の法理は、契約締結後の当事者の行為に依拠することになる旨の見解を示している。
- (37) J. Douglas Uloth and J. Hamilton Rial, III, *Equitable Estoppel as a Basis for Compelling Nonsignatories to Arbitrate—A Bridge Too*, 21 *Review of Litigation* (2002) 593, 604.
- (38) *Avila Group, Inc. v. Norma J. of California*, 426 F.Supp. 537 (S.D.N.Y.1977).
- (39) See John M. Townsend, *Non-signatories in International Arbitration: An American Perspective in Albert Jan van den Berg* (ed), *International Arbitration 2006: Back to Basics?*, ICCA Congress Series, Volume 13 (Kluwer Law International 2007) 359, 362-363. See also Uloth and Rial, III, *supra* note 37, at 632-633.
- (40) *Hughes Masonry Co., Inc. v. Greater Clark County School Bldg. Corp.*, 659 F.2d 836 (7th Cir. 1981). 以下、この事件判決を「ヒューズ事件判決」という。See *Westmoreland v. Sadoux*, 299 F.3d 462 (5th Cir. 2002); *Sokol Holdings, Inc. v. BMB Munai, Inc.*, 542 F.3d 354 (2nd Cir. 2008). See also *Oehmke and Brovins*, *supra* note 16, § 60.

- (41) 659 F.2d 836, 841, footnote 9.
- (42) Uloth and Rial, III, *supra* note 37, at 609-611.
- (43) Thomson-CSF, S.A. v. American Arbitration Ass'n, 564 F.3d 773, 779 (2nd Cir. 1995). *See* Sourcing Unlimited, Inc. v. Asimco Intern., Inc., 526 F.3d 38 (1st Cir. 2008); CD Partners, LLC v. Grizzle, 424 F.3d 795, 799 (8th Cir. 2005).
- (44) Sunkist Soft Drinks, Inc. v. Sunkist Growers, Inc., 310 F.3d 753 (11th Cir. 1993). *See* Choctaw Generation Ltd. Partnership v. American Home Assur. Co., 271 F.3d 403 (2nd Cir. 2001).
- (45) J.J. Ryan & Sons, Inc. v. Rhone Poulenc Textile, S.A., 863 F.2d 315 (4th Cir. 1988); Sam Reisfeld & Son Import Co. v. S. A. Eteco, 530 F.2d 679 (5th Cir. 1976).
- (46) 530 F.2d 679, 681.
- (47) Grigson v. Creative Artists Agency L.L.C., 210 F.3d 524 (5th Cir. 2000). 以下、この事件判決を「グリクソン事件判決」という。 *See* MS Dealer Service Corp. v. Franklin, 177 F.3d 942 (11th Cir. 1999); Westmoreland v. Sadoux, 299 F.3d 462 (5th Cir. 2002). *See also* Oehmke and Brovins, *supra* note 16, §§ 41-42.
- (48) *See* Brekoulakis, *supra* note 20, at 135.
- (49) 210 F.3d 524, 531-537.
- (50) *See* Oehmke and Brovins, *supra* note 16, § 32, § 50. Brekoulakis, *supra* note 20, at 66; Hanotiau, *supra* note 9, at 29. 日本法上の問題に関し、松浦馨「船荷証券中での、仲裁合意を含む傭船契約の引用について」、 「他文書の引用による仲裁条項の合体」松浦馨 = 青山善充編『現代仲裁法の論点』（有斐閣、1998）154 頁、164 頁を参照。
- (51) Thomson-CSF, S.A. v. Am. Arbitration Ass'n, 64 F.3d 773, 777 (2nd Cir. 1995).
- (52) *See* Born, *supra* note 9, at 1445. 英国法上、グループ会社の法理は認められていない。この点を明確に示した判例として、Peterson Farms Inc v. C&M Farming Ltd, [2004] WL 229138, para. 47 がある。
- (53) Dow Chemical France, The Dow Chemical Company and others v ISOVER Saint Gobain, Interim Award, ICC Case No. 4131, 23 September 1982.
- (54) Société Isover-Saint-Gobain v. Société Dow Chem., 1984 Rev. Arb. 98. *See* Brekoulakis, *supra* note 20, at 150.
- (55) Born, *supra* note 9, at 1447.

- (56) Stephan Wilske, Laurence Shore, Jan-Michael Ahrens, The “Group of Companies Doctrine” — Where is it Heading?, 17 American Review of International Arbitration (2006) 73, 84, 87-88. フランス破棄院 2007 年 5 月 27 日判決は、当事者の意思に言及することなく、国際的な仲裁条項の効力は、仲裁条項を含む契約およびそれから生じ得る紛争に直接関与した者に拡張されるといふ（越智幹仁「仲裁合意の人的範囲の拡張に関する基準についての考察——フランスの裁判例からの示唆——」（平成 28 年 11 月 12 日国際商取引学会全国大会報告））。
- (57) Sarhank Group v. Oracle Corp., 404 F.3d 657, 661 (2nd Cir.2005).
- (58) Brekoulakis, *supra* note 20, at 154-164. See Born, *supra* note 9, at 1447-1455. また、当事者の共通の意思には、当事者が契約当時に有していた明示または黙示の現実の意思のみならず、契約当時の客観的事情から、仲裁合意を意識していたならば有していたであろうという仮定的な意思をも含まれるとされる。この点について、Otto Sandrock, The UK Supreme Court Misses the Point: Estoppel Applies Without the Existence of a Common Intention, 23 American Review of International Arbitration (2012) 175, 181 を参照。
- (59) See Brekoulakis, *supra* note 20, at 153-154.
- (60) See Hanotiau, *supra* note 9, at 49-50; Bernard Hanotiau, Non-signatories in International Arbitration: Lessons from Thirty Years of Case Law in Albert Jan van den Berg (ed), International Arbitration 2006: Back to Basics?, ICCA Congress Series, Volume 13 (Kluwer Law International 2007) 341, 343. See Tobias Zuberbühler, Non-Signatories and the Consensus to Arbitrate, 26(1) ASA Bulletin (2008) 18, 25.
- (61) See Brekoulakis, *supra* note 20, at 152-153.
- (62) See Born, *supra* note 9, at 1422.
- (63) Merrill Lynch Inv. Managers v. Optibase, Ltd., 337 F.3d 125, 131 (2nd Cir. 1994) ; DK Joint Venture 1 v. Weyand, 649 F.3d 310 (5th Cir. 2011).
- (64) 内田・前掲注(21) 147 頁、加藤雅信『新民法大系Ⅳ 契約法』（有斐閣、2007）42 頁参照。
- (65) See William W. Park, Non-Signatories and International Contracts: An Arbitrator’s Dilemma, Multiple Party Actions in International Arbitration (Permanent Court of Arbitration 2009) 3, 16.
- (66) Sandrock, *supra* note 58, at 183-184; Zuberbühler, *supra* note 60, at 33.
- (67) 江頭憲治郎『株式会社法〔第 6 版〕』（有斐閣、2015）42-48 頁参照。
- (68) なお、周知のとおり、既判力、執行力の拡張については、判例は、訴訟手

続の明確性、安定性を理由にこの法理の適用を否定している。この点に関し江頭・前掲注(67) 47頁参照。

- (69) 兼一ほか『条解 民事訴訟法〔第2版〕』31頁〔新堂幸司＝高橋宏志＝高田裕成〕(弘文堂、2011)。また、伊藤眞『民事訴訟法〔第5版〕』(有斐閣、2016) 335-336頁は、原告が訴訟物についての紛争解決を求める正当な利益を有しないと認められるときには、訴権の濫用となるという。
- (70) *See* Born, *supra* note 9, at 1490-1491. *See also* Arthur Andersen LLP v. Carlisle, 556 U.S. 624, 631 (2009).
- (71) 理論と実務 62頁〔上野発言〕参照。
- (72) 小島＝高桑・注釈仲裁 51頁〔猪股孝史〕、小島＝猪股・仲裁 86頁。仲裁コンメ 50頁参照。
- (73) 澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門〔第7版〕』(有斐閣、2012) 220頁。
- (74) *See* Born, *supra* note 9, at 1497-1498.
- (75) 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編『新版 注釈会社法(1)』91-92頁〔江頭憲治郎〕(有斐閣、1985)、櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法第1巻』165頁〔西谷祐子〕(有斐閣、2011) 参照。
- (76) 櫻田＝道垣内・前掲注(75) 165頁〔西谷〕参照。